

甲板上木材貨物に係る IACS 統一解釈に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編及び CS 編
鋼船規則検査要領 C 編

改正理由

SOLAS 条約第 II-1 章第 5-1 規則に関し、IACS は 2008 年に損傷時復原性における甲板上木材貨物の取り扱いに関する解釈等の改訂版を統一解釈 SC161(Rev.1)として採択し、条約要件及び同解釈は本会規則に取入れられている。

IACS は長期間改定の行われていない統一解釈について、現行の条約及びコードとの整合性の担保を主な目的として総合的な見直しを行った。その結果、SC161(Rev.1)に含まれる、甲板上木材貨物に関する非強制コード (1991 TDC Code) に基づく解釈を、2011 TDC CODE に基づくよう改正すること等が合意された。

さらに、当該コードが新旧ともに非強制であること等から、その差異を詳細に検討し、甲板上木材貨物の積付けで用いられるスタンションに関する最小要件は 1991 TDC Code に基づく従来の解釈を踏襲することに合意した。また、甲板上木材貨物の高さ及び幅を “International Code on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)” の要件に基づくことが合意された。

このため、これらの合意事項が反映された IACS 統一解釈 SC161(Rev.2)が 2021 年 4 月に IACS にて採択されたことから、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 損傷時復原性における甲板上木材貨物の取り扱いに対する IACS 統一解釈 SC161(Rev.2)に関連する規定を改めた。
- (2) IACS 統一解釈 SC161(Rev.2)に基づく要件が、小型鋼船に対しても適用されることが明確になるよう関連規定を改めた。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

C 編 船体構造及び船体艤装

4 章 区画

4.1 一般

4.1.2 を次のように改める。

4.1.2 定義*

本章における用語の定義は次による。

((1)から(15)は省略)

- (16) 木材とは、IMO 総会決議 A.1048(27) “CODE OF SAFE PRACTICE FOR SHIPS CARRYING TIMBER DECK CARGOES, 2011” が適用される全ての種類の木質材料であり、丸太材及び製材を含む。ただし、木材パルプ及び同様の貨物はこれに含まれないものとする。
- (16) 甲板上木材貨物とは、乾舷甲板もしくは船楼甲板上の遮蔽されない部分に積載された木材貨物をいう。~~ただし、木材パルプ及び同様の貨物はこれに含まれないものとする。~~
- (17) 機関区域とは、ボイラ、発電機及び推進のための電動モーターを含む主推進機関及び補助推進機関を収容する水密隔壁間の区域をいう。

CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体艤装

4 章 区画

4.1 一般

4.1.2 定義*

-16.を-18.に改め、-16.及び-17.として次の2項を加える。

-16. 木材とは、IMO 総会決議 A.1048(27) “CODE OF SAFE PRACTICE FOR SHIPS CARRYING TIMBER DECK CARGOES, 2011” が適用される全ての種類の木質材料であり、丸太材及び製材を含む。ただし、木材パルプ及び同様の貨物はこれに含まれないものとする。

-17. 甲板上木材貨物とは、乾舷甲板もしくは船楼甲板上の遮蔽されない部分に積載された木材貨物をいう。

-168. 機関区域とは、ボイラ、発電機及び推進のための電動モーターを含む主推進機関及び補助推進機関を収容する水密隔壁間の区域をいう。

4.2 区画指数

4.2.3 残存確率 (s_i)

-10.を-11.に改め、-10.として次の1項を加える。

-10. 甲板上に木材を積載する場合、残存確率の計算方法は本会の適当と認めるところによる。

-101. 船首隔壁の前方にある区画ないし区画群にあっては、最高区画喫水線に対する積付け状態において垂直損傷範囲を無制限とした場合の係数 s_i の値が 1.0 となるようにしなければならない。

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

C 編 船体構造及び船体艤装

C4 区画

C4.2 区画指数

C4.2.3 残存確率(s_i)

-3.を次のように改める。

-3. 規則 C 編 4.2.3-10.の取り扱いは以下の通りとする。

- (1) ~~甲板上に木材貨物を一標準船楼高さ以上積み付ける場合、木材貨物を浮力として考慮して差し支えない。この場合甲板上木材貨物は、IMO 総会決議 A.715(17) “Code of Safe Practice for Ships Carrying Timber Deck Cargoes, 1991” の 3 章及び 4 章の規定の浮力を考慮する場合は、当該貨物が次の(a)から(e)に従い積み付けられることを前提とする。~~
 - (a) 甲板上木材貨物が、IMO 総会決議 A.1048(27) “CODE OF SAFE PRACTICE FOR SHIPS CARRYING TIMBER DECK CARGOES, 2011” の A 部 2.9 節に従い積み付けられること。
 - (b) 甲板上木材貨物が、固縛又はスタンション、もしくはその両方によって固定されること。
 - (c) 固縛は、IMO 総会決議 A.1048(27) “CODE OF SAFE PRACTICE FOR SHIPS CARRYING TIMBER DECK CARGOES, 2011” の A 部 2.10 節に準拠すること。
 - (d) スタンションは次の i) から iv) によること。
 - i) 甲板上木材貨物の幅を考慮の上、適切な強度の鋼鉄又はその他の適切な素材を材料とすること。
 - ii) 3 m を超えない間隔で設置されること。
 - iii) 型鋼、金属製の受材又は同等の有効な手段で甲板に固定されること。
 - iv) 加えて、必要な場合には金属製ブラケットによって、ブルワークや倉口縁材などの強固な場所に固定されること。
 - (e) 甲板上木材貨物の高さ及び幅は、“International Code on Intact Stability, 2008(2008 IS Code)”の第 3 章 3.3.2 によること。また、甲板上木材貨物が一標準船楼高さまで積み付けられること。
 - (2) ~~甲板上木材貨物を浮力として考慮する場合、浮力として考慮できるのは一標準船楼高さまでの部分であり、その占める容積の 25 %以上の浸水率を有すると仮定しなければならない。甲板上木材貨物の浸水率は、当該貨物が一標準船楼高さまでに占める体積の 25 %以上を有するものとする。~~
- ((3)は省略)